

# 東広島市ゆーすふる・チャレンジャー会議設置要綱

(平成13年6月15日制定)

## (目的及び設置)

第1条 東広島市児童青少年センター(以下「センター」という。)の主たる利用者である児童青少年自身が施設の運営に対する意見を述べ、事業の企画や準備、実施の中心となることにより、児童青少年の自主性を促進するとともに、センターを児童青少年にとって魅力ある施設とするため、東広島市ゆーすふる・チャレンジャー会議(以下「ゆーすふる・チャレンジャー会議」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 ゆーすふる・チャレンジャー会議は、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を生涯学習部長に報告する。

- (1) センター各室及び物品の利用方法並びに日常運営に関すること。
- (2) 講座、講習会、講演会、大会などセンター主催事業に関すること。
- (3) ゆーすふる・チャレンジャー会議の自主企画する事業に関すること。

## (条件)

第3条 ゆーすふる・チャレンジャー会議を構成するゆーすふる・チャレンジャーの条件は、市内に在住し、又はしないに通勤若しくは通学する24歳以下の者とする。

## (委嘱)

第4条 ゆーすふる・チャレンジャーは、公募及び学校推薦とし、応募者のうちから地区、校種、年齢等を考慮して、教育長が委嘱する。

## (任期)

第5条 ゆーすふる・チャレンジャーの任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、ゆーすふる・チャレンジャーが次号のいずれかに該当することとなったときには、委嘱を解くことができる。

- (1) 第3条に該当しなくなったとき。
- (2) 本人の都合により、ゆーすふる・チャレンジャーを続けることができなくなったとき。
- (3) ゆーすふる・チャレンジャーとして通算4期委嘱を受けたとき。

2 前項の規定により、委嘱を解いたことによって欠員が生じたときは、ゆーすふる・チャレンジャーの補充をすることができる。補充のゆーすふる・チャレンジャーの任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第6条 ゆーすふる・チャレンジャー会議に、会長及び副会長各1名を置き、ゆーすふるチャレンジャーの互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会議を主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議の招集)

第7条 会議は、会長が招集する。

## (部会の設置)

第8条 ゆーすふる・チャレンジャー会議は、第2条に掲げる次項を専門的に協議するため、部会を設置することができる。

## (庶務等)

第9条 ゆーすふる・チャレンジャー会議の庶務は、センターにおいて処理する。

## (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ゆーすふる・チャレンジャー会議に関し、必要な事項は、生涯学習部長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成13年6月17日から施行する。